

平成24年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会議事録

1 開催日時 平成25年3月28日(木) 14:00~15:20

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：浅井委員、岸委員、沖委員、坂上委員、土岐委員、西原委員、藤縄委員、宮内委員、妻鳥委員、山内委員、山本豪委員、山本規委員
(12名)

事務局：介護福祉課 課長・曾我部

地域包括支援センター 所長・藤田、副所長・高橋喜、副所長・高橋靖、副所長・亀井、保健師・河村

4 会議内容

- (1) 地域包括支援センター運営方針(案)について
- (2) 平成25年度地域包括支援センター事業計画(案)について
- (3) 平成25年度地域包括支援センター職員体制について
- (4) ブランチの体制(案)について
- (5) その他

5 傍聴者 なし

6 議事録

会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、委員の出席状況をご報告いたします。</p> <p>本日の会議は、委員数14名に対し、出席委員12名で、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題の(1)「地域包括支援センター運営方針(案)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「地域包括支援センター運営方針(案)について」 資料1により説明</p>

会 長	<p>ただいま事務局から地域包括支援センター運営方針案についての説明がありましたのご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
会 長	<p>それでは、「地域包括支援センターの運営方針」につきましては、事務局案のとおり承認することといたします。</p> <p>それでは、次の議題（２）「平成２５年度地域包括支援センター事業計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「平成２５年度地域包括支援センター事業計画（案）について」 資料２、３、４により説明</p>
委 員	<p>資料３の地域支援事業、指定介護予防事業等の各事業について、資料１の運営方針と同様に、どの職種が中心的に担う分野なのかを表記した方が、よりわかりやすい資料となる。</p>
事務局	<p>三職種がバランスよく配置されていないという問題がありますが、資料３についても、各事業をどの職種が中心的に担うかを表記するようにします。</p>
委 員	<p>事業内容に異議はないが、これだけの業務を実施するには、保健師の数が全く足りない。介護予防に重点をおく場合、具体的にどうしたらいいのかということが、提案されなければいけない。</p>
事務局	<p>職員体制と関連しますが、主任介護支援専門員と保健師は、国の基準どおりに配置されていないという課題は、地域包括支援センター創設時からありました。特に、保健師については、毎年人事担当課に増員要望をしていますが、配置基準には届かない状況が続いています。そのため、たとえば二次予防事業の対象者把握を事業者に委託して実施するとか、保健センターとの連携によって、なんとか乗り切れると考えております。</p>
委 員	<p>新居浜市の高齢者人口を考えると、地域包括支援センターの保健師の数は、他市町と比べても少ないのではないかと。年間計画において、きちんと保健センターと協議して、協働できる体制にしていけないかと思う。保健師等の職員の体制整備については、運営協議会の役割でもあるので、会の中でも真剣に考えていかなければいけない。</p>
委 員	<p>平成２４年度の決算については、まだ確定していないと思うが、平成２５年度の予算を組むにあたって、平成２４年度の決算見込み額を参考にしたと思うが、事業を充実させるために、平成２４年度の決算見込み額と比べて、どれくらい予算が増</p>

	<p>えているかを教えてほしい。</p>
事務局	<p>平成24年度の決算は、6月にならないと確定しません。また、今、手元に決算見込みの資料はないのですが、予算額ベースで比較すると、例えば介護予防の一般高齢者施策事業費は、平成24年度の2,374千円より増加していますし、特定高齢者施策事業費につきましては、平成24年度の予算額12,715千円と比べますと、2倍以上の予算額になっております。</p>
会長	<p>それでは、「平成25年度地域包括支援センター事業計画」につきましては、事務局案のとおり承認することといたします。</p> <p>次の議題(3)「平成25年度地域包括支援センター職員体制」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「平成25年度地域包括支援センター職員体制について」 資料5により説明</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から「平成25年度地域包括支援センター職員体制」についての説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>事務局には、引き続き、地域包括支援センター職員体制の充実に取り組んでください。</p> <p>それでは、次の議題(4)「ランチの体制(案)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「ランチの体制(案)について」 資料6により説明</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から「ランチの体制(案)」についての説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>この協力機関は、在宅介護支援センターを持っている機関で、その在宅介護支援センターの相談機能を活かして地域包括支援センターと連動させるという形態をとっているのか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>どういう資格を持っている人材がその業務にあたっているのか。</p>

事務局	業務従事者の資格要件として、保健師又は介護保険施設等に勤務経験のある看護師、社会福祉士又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事及び介護支援専門員のいずれかの資格を有する者としております。
委員	協力機関は、地域包括支援センターの事業計画のどこを担うのか。
事務局	協力機関業務としては、地域における初期相談の窓口としての業務を担っていただきます。また、相談窓口業務以外では、地域に根ざし、地域の高齢者の実情を把握しているということで、地域ケアネットワーク推進協議会の開催や基本チェックリストの未回収者の追跡調査の業務についても担っていただきます。
委員	ブランチの体制は変わらないということだが、事業計画では、相談件数が700件増えると見込んでいる。
事務局	現時点で、平成24年度のブランチの相談受付件数は2,300件になると見込んでいますが、年によっては3,000件を超えたり下回ったりと、年によって増減があります。ですから、平成25年度の事業計画では、3,000件にしていますが、結果的にはもっと増えるかもしれません。
委員	基本チェックリストの未回答者の追跡調査をすることで、相談件数が増えるかもしれない。
事務局	相談の窓口業務とは別に、基本チェックリストの追跡調査の委託業務の中で、相談業務に繋がっていくというケースも結構出てくることは想定しています。
委員	校区によってかなり人口が違うと思うが、ブランチ1か所あたりの担当している人口規模は平均化しているのか。
事務局	ブランチが担当している校区の人口規模にはかなり開きがあります。別子校区を除くと、最も人口の多い大生院・中萩校区は、最も少ない惣開・若宮校区の5倍の人口規模になり、ブランチによって担当している人口規模にバラツキがあるという問題はあります。
委員	将来的には、ブランチの担当校区の組み合わせの見直しを考えているのか。
事務局	理想としては、すべての小学校校区ごと、例えば公民館に相談窓口を置くことができればいいと思いますが、今後、限られた予算や職員数の中で、中長期的な視点で、より良い体制についての協議をしていただけたらと思います。
会長	その他、何かご意見ないですか？

委員	<p>保健センターの保健師は、それぞれ担当の校区を受け持っているが、年齢に関係なく、地域住民の支援をしている中で支援の必要な高齢者のケースに遭遇することがあるが、その時は、関係機関としてはまずランチということでもいいのか。</p>
事務局	<p>もちろん支援の必要な高齢者のことは、地域のランチにつないでもらうのは問題ありません。その場合、ランチでは対応できないと判断したら、地域包括支援センターにつなぐこととなります。地域の窓口として高齢者についての相談、支援が必要だということであれば、ランチにつないでいただくのはなんら問題ありません。</p>
委員	<p>9か所のランチがそれぞれ持っている機能の特色があると思うので、健康に問題を抱えている高齢者をランチを経由するか、それとも直接地域包括支援センターの保健師につなぐか、そこで判断しないと時間のロスがあるのではないかと。だから、担当地区のランチの職種、持っている機能の特色をよく理解しておき、ランチで課題解決できそうであればつなぐ、そうでなければ、直接地域包括支援センターの保健師につなぐ方が、スピーディーで的確になると思う。</p>
事務局	<p>その時の状況にもよると思いますが、ランチは、地域に根差しており、地域住民の方にとっては、最も相談しやすい窓口だと思います。ランチは地域の高齢者の実情に詳しいので、その高齢者の情報を持っているかもしれないということで連絡するというのはいいと思いますし、状態がすごく緊迫しているのであれば、すぐに地域包括支援センターにつなぐということでもいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>認知症の方で、施設に入所できている方はいいが、在宅で生活している方については、介護保険のルールの中でしかサービスを利用することができない。介護保険のサービスでカバーできない部分で、支援が必要な方について、地域包括支援センターでは何か対策を考えているか。</p>
事務局	<p>現状では、そういう隙間の部分を埋めるような対策については、地域包括支援センターでは、今のところ検討する段階にも至っていません。それが具体的にどういふものが必要なのかとかいうのを、提言、提案していただけたら、協議の場に乗せることはできると思います。</p> <p>介護保険以外のサービスだと、社会福祉協議会が実施している社会福祉支援事業があり、お金の管理についての相談件数はどんどん増えてきていますし、そのサービスを利用することによって、なんとか在宅生活を続けられる方もいるし、それでも難しい方もいます。</p>
委員	<p>平成16年以降、かなり緊縮財政というか、高齢福祉のサービスが削られてきたという経緯の中で、介護保険制度の狭間を埋めるようなサービスを事業化しているところもあるので、我々現場の人間も、具体的に地域が何を求めているのかを居宅</p>

	<p>介護支援事業所や訪問介護事業所の連絡会等で、データ化して提言するようにすればいいし、そういう時期に来ていると思う。</p>
事務局	<p>この運営協議会の中でも、認知症対策については、地域包括支援センターとしていろいろ考えていかなければいけないのではないかと委員さんからの意見提言をいただいております。認知症見守りネットワークや、公的制度の隙間を埋める有料ボランティアサービスを事業化しているところもありますので、具体的に検討の土俵に乗せて協議していきたいと思います。</p>
委員	<p>具体的な支援困難事例として協議して、制度で対応できないから我慢しなさいではなく、少なくとも違った制度を活用できるとか、制度にないものも洗い出せばある場合もあるので、みなさんの知恵をもらうというのも、地域包括支援センターの重要な機能ではないかと思う。</p>
委員	<p>介護保険のケアプランに則り、介護保険のサービス提供をすることを目的として訪問しても、その日の利用者の方の状態によってサービスを拒否されてしまい、安否確認しかできない。認知症のその方にとっては、安否確認も重要で必要だと思うが、介護保険や他の公的なサービスでは認められないのであれば、インフォーマルなサービスや制度でその隙間を埋めなければいけないと思う。</p>
委員	<p>担当ケアマネジャーのプランにも関わることなので、介護支援連絡協議会、ケアマネジャーとも連携して、協議していかないといけない。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。熱心にご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>